

JFRL 情報宅配

* 今月のトピックス *

[ミネラルウォーター類における PFAS の規格基準について]

消費者庁は食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和 7 年内閣府告示第 105 号）で清涼飲料水の成分規格「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」に PFOS 及び PFOA を設定しました。告示日の 2025 年 6 月 30 日に施行されましたが、2026 年 3 月 31 日まで経過措置期間が設けられています。基準値は PFOS 及び PFOA の合算値として 0.00005 mg/L (50 ng/L) 以下であり、これは水道法の基準値と同等です。水道法では現在、水質管理目標設定項目として管理目標値が設定されていますが、水質基準に関する省令の一部を改正する告示（令和 7 年環境省令第 19 号）により水質基準項目へと引き上げられ、2026 年 4 月 1 日から施行されます。今回は、基準値の設定背景についてご紹介いたします。

ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物 (PFAS) とは？

人為的に製造された有機フッ素化合物の総称です。その中には、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) やペルフルオロオクタン酸 (PFOA) といった物質が含まれます。これらは、撥水・撥油性などに優れているため、過去に様々な製品（フライパンのコーティングや泡消火剤など）に使われてきましたが自然界で分解されにくく、環境中に長期間残留することが課題となっています。PFAS に関しては、情報宅配第 243 号、第 245 号及び第 261 号にてご紹介しておりますので、ご参照ください。

基準値の設定について



基準値は、水道水質基準等の考え方方に準じて、対象物質の 1 日あたりの暴露量が耐容一日摂取量 (TDI) を超えないような値を算出し、設定されました。TDI とは、体重 50 kg の人が 1 日に 2 L の水を毎日、一生涯にわたって飲んでも、健康に悪影響が生じないと考えられる一日あたりの摂取量です。体重 1 kg あたりの物質の摂取量 (mg/kg 体重/日) で示されます。

飲料水における PFAS の基準値については、国際的な基準は定めておらず、各国・地域・機関にて、それぞれの考え方に基づいて設定されています。

～よくある質問～

- Q1. なぜ、ミネラルウォーター類にも基準が設定されたのですか？
A1. これまでミネラルウォーター類には PFAS に関する公的な基準はありませんでしたが、水道水と同等の安全性を確保するため、水道法の基準を参考に今回新たに設定されました。
- Q2. ミネラルウォーター以外の清涼飲料水は、どうなりますか？
A2. 清涼飲料水の製造には、水道水またはミネラルウォーター類の規格に適合する水を使うことが食品衛生法で義務付けられています。そのため、清涼飲料水の原料となる水は、今回の基準を満たす必要があります。
- Q3. 食品製造用水の基準はどうなりますか？
A3. 今回の改正では、食品製造用水に PFAS の基準は設けられていません。ただし、消費者庁の通知では、食品事業者が自主的に PFOS や PFOA の濃度を管理し、ミネラルウォーター類の基準値を参考に、できる限り低減措置を講じることが望ましいとされています。

弊財団では現在、水質管理目標設定項目として試験を受託しております。改正された試験法が示されたのちに切り替え、それぞれの規制に対応いたします。

※行政情報※

* 農林水産省 * (<http://www.maff.go.jp/>)

1. [令和7年度食品の安全性に関するリスク管理検討会（第1回）配布資料一覧]（令和7年8月28日 消費・安全局食品安全政策課）

https://www.maff.go.jp/j/study/risk_kanri/r7_1/index.html

2. [令和6年度国産農畜水産物に含まれる有機フッ素化合物（PFAS）の実態調査や試験研究の結果について]（令和7年8月28日 消費・安全局食品安全政策課）

<https://www.maff.go.jp/j/press/syounan/seisaku/250828.html>

* 厚生労働省 * (<https://www.mhlw.go.jp>)

1. [令和6年度における「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」及び「輸入食品監視統計」の公表]（令和7年8月28日 健康・生活衛生局 食品監視安全課 輸入食品安全対策室）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59742.html

2. [厚生科学審議会（食品衛生監視部会機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会）第9回・第10回配付資料掲載]（厚生科学審議会）

第9回（開催日：2025年8月18日） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_61698.html

第10回（開催日：2025年9月1日） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_62532.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_127766_000_01.html

* 消費者庁 * (<https://www.caa.go.jp/>)

1. [令和7年8月25日付け消食基第460号]既存添加物名簿の一部を改正する告示及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について（令和7年8月25日 消費者庁次長）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_additives/assets/standards_cms102_250825_05.pdf

2. [器具及び容器包装の試験法に関するQ&Aについて]（令和7年9月4日 消費者庁食品衛生基準審査課 厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/notice/assets/standards_cms101_250910_01.pdf

3. [食品用器具又は容器包装の原材料に含まれる物質の規格の改正等に係る申請等の手引について]（令和7年9月5日 消費者庁食品衛生基準審査課長）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001558761.pdf>

4. [機能性表示食品に係る機能性関与成分に関する検証事業報告書]（令和7年9月9日 食品表示課）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/report_01/

5. [食品添加物である酵素の生産菌の届出及び公開について]（令和7年9月10日 消費者庁食品衛生基準審査課長）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_additives/research_003/assets/standards_cms102_250910_01.pdf

6. [「日本版包装前面栄養表示ガイドライン」案に関する意見募集について]（2025年9月22日 消費者庁食品表示課）

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/043608/>

* 経済産業省 * (<https://www.meti.go.jp/>)

1. [計量制度の最近の動向と概要]（令和7年9月 イノベーション・環境局 計量行政室）

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/00_download/2509_keiryouseidonosaikinnodoukoutogaiyou.pdf

☆お知らせ☆

<「第14回技術成果発表会」の申し込みは9月30日迄です>

是非ご参加ください。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

<食品開発展2025に出展します>

開催直前！事前登録受付中です。

ご来場お待ちしております。 ブース番号：2-386

https://www.jfrl.or.jp/storage/file/kaihatuten_infomation2025.pdf

